

地域脱炭素化促進事業制度の概要と 促進区域設定に係る県基準の策定について

1 地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・目的

- 2022年4月に施行された改正温対法において制度創設
- 円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進
- 国や都道府県が定める「環境保全に係る基準」に基づき市町村が促進区域等を設定し、地域と共生する再エネ事業の導入を市町村自らが進めていく

<参考> 全国状況

- ・「都道府県基準」策定済み：28府県
- ・「促進区域」設定済み：36市町村
- ・「地域脱炭素化促進事業計画」の認定：1事例（富山県氷見市）

※令和6年5月末時点

1 地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・目的

地域共生型再エネの導入の推進



再エネの最大限の導入のためには、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。

環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- ・ 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- ・ 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- ・ 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

環境省による取組

- ・ 改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- ・ 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- ・ 地域脱炭素の推進のための交付金等による支援を実施



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- ・ 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- ・ 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足

環境省による取組

- ・ 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県おがわまち小川町での事例）
- ・ 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



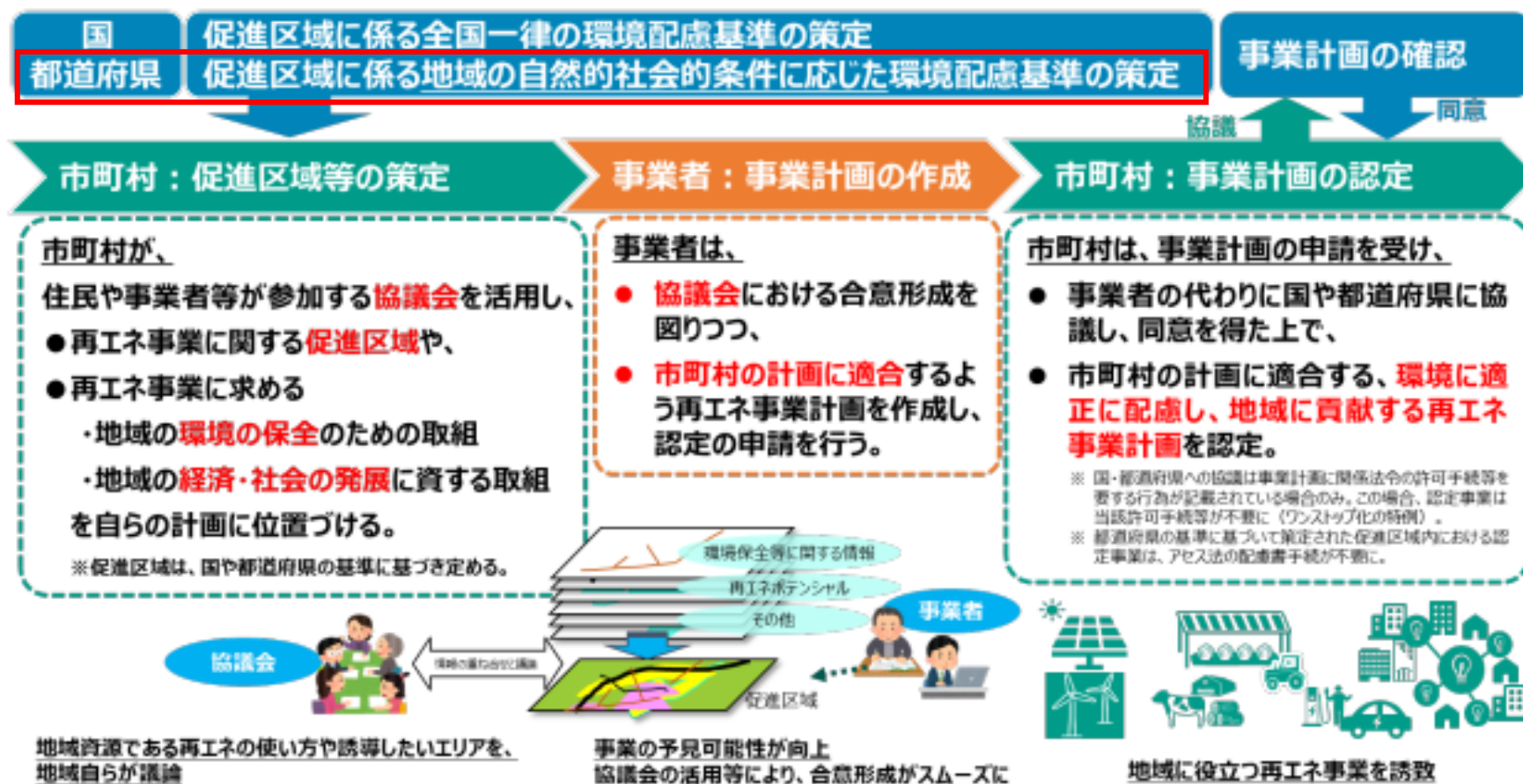
傾斜地の崩壊が発生したため、
法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

1 地域脱炭素化促進事業の構成①



1 地域脱炭素化促進事業の構成②

地域脱炭素化促進事業の構成

地域脱炭素化促進施設の整備

地域自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光

風力

中小水力

地熱

バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱

太陽熱

大気中の熱その他の
自然界に存する熱

バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾等において規律される海域における洋上風力
発電施設は除く。

※再エネ発電施設、再エネ熱供給設備に附帯する設備又は施設を含む。

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設
整備と一体的に実施）

自治体出資の地域
新電力会社を通じた
再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育
プログラムの提供

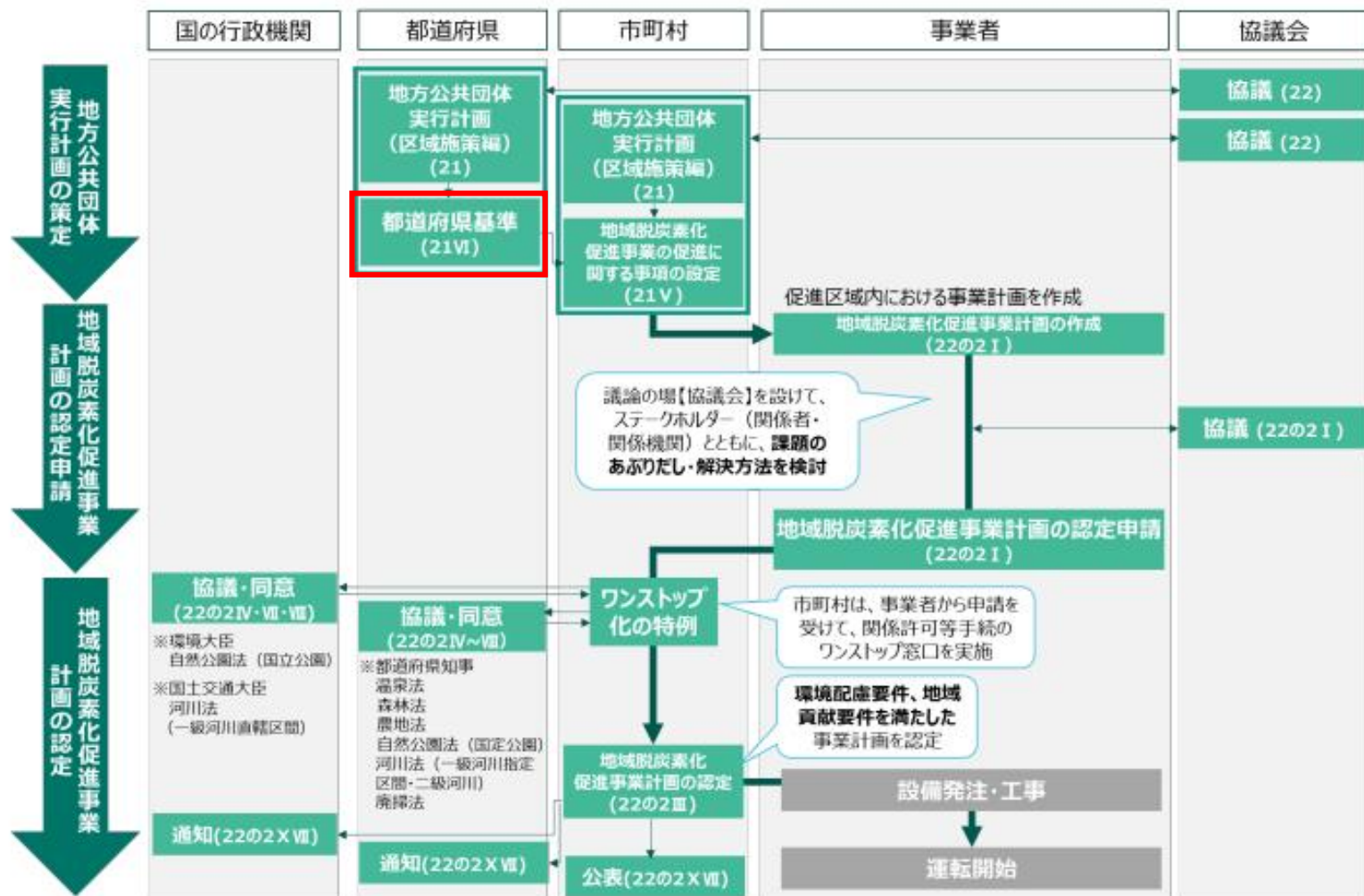
※上記はイメージの一例



地域の環境の保全
のための取組

地域の経済及び社会の
持続的発展に資する取組

2 制度の基本的なフローと各主体の役割



() : 地球温暖化対策推進法の条文番号

2 制度の基本的なフローと各主体の役割

(1) 国・都道府県

- ・ 促進区域に係る基準の策定（促進区域から除外すべき区域・考慮すべき区域のゾーニング等）

(2) 市町村

- ・ 促進区域を設定し、地方公共団体実行計画に規定
- ・ 事業者による再工ネ事業計画を認定

(3) 事業者

- ・ 促進区域において地域環境・社会・経済に貢献する再工ネ事業を実施

(4) 地域関係者（協議会）

- ・ 再工ネを促進すべきエリアや再工ネ事業に求める取組について議論、合意形成

3 地域脱炭素化促進事業のメリット

(1) 地方公共団体と地域におけるメリット

- ・地域主導で、地域と共生し、地域裨益する再エネ事業を誘致できる
- ・協議会等を活用し、関係者で議論し促進区域の設定を行うことにより、再エネ事業に関する円滑な地域の合意形成が促される

(2) 事業者におけるメリット

- ・あらかじめ地域の合意形成が図られ、促進区域等が設定されていることにより、事業の予見可能性が高まる
- ・事業計画が対象法令に定められた要件に該当し、計画が認定された場合には、当該許可等手続きが不要となる特例が受けられる（温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法、環境影響評価法）
- ・市町村がワンストップ窓口となり国・都道府県の各所管課と協議・同意取得の手続きを行うことにより、調整事務の負担軽減につながる（許可等の基準が緩和されるものではない）

4 県基準の策定（基本的な考え方）①

○県基準は、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき国の基準（促進区域設定に係る環境省令）に即して定める必要がある。

国の基準

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 （左表①以外）	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域（①）	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
			砂防指定地	砂防法
			地すべり防止区域	地すべり等防止法
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法		国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

4 県基準の策定（基本的な考え方）②

○県基準は、再エネ施設の種類ごとに「環境配慮事項」を検討し定める。

太陽光発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
	反射光による影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

風力発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
	風車の影による影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

4 県基準の策定（基本的な考え方）③

○県基準は、「環境配慮事項」の区分ごとに環境の保全に配慮するための情報に基づいて定める。

環境の保全に配慮するための情報

環境配慮事項 の区分	環境の保全に配慮するための情報
環境の自然的 構成要素の良 好な状態の保 持	大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影に関しては、住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類の状況
	水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温に関しては、水道原水取水地点等の状況
	温泉に関しては、温泉の状況
	重要な地形及び地質に関しては、地形及び地質の状況
	土地の安定性に関しては、土地の形状が保持される性質の状況
生物の多様性 の確保及び自 然環境の体系的 保全	国又は地方公共団体の調査により確認された、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとまって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況
人と自然との豊 かな触れ合い の確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関しては、眺望の状況及び景観資源の分布状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関しては、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況

5 本県における促進区域設定に関する県基準の策定

- 「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（仮称）」の制定に係る検討と一体的に作業を進める
 - 青森県地球温暖化対策推進計画の「別冊」として令和6年度中に策定予定
 - 共生条例の検討内容を踏まえつつ、次の事項について整理
 - ・再エネ種別
 - ・促進区域から除外すべき区域
 - ・促進区域の設定に当たって市町村が考慮すべき区域・環境配慮事項
- 共生条例におけるゾーニングと整合

5 本県における促進区域設定に関する県基準の策定

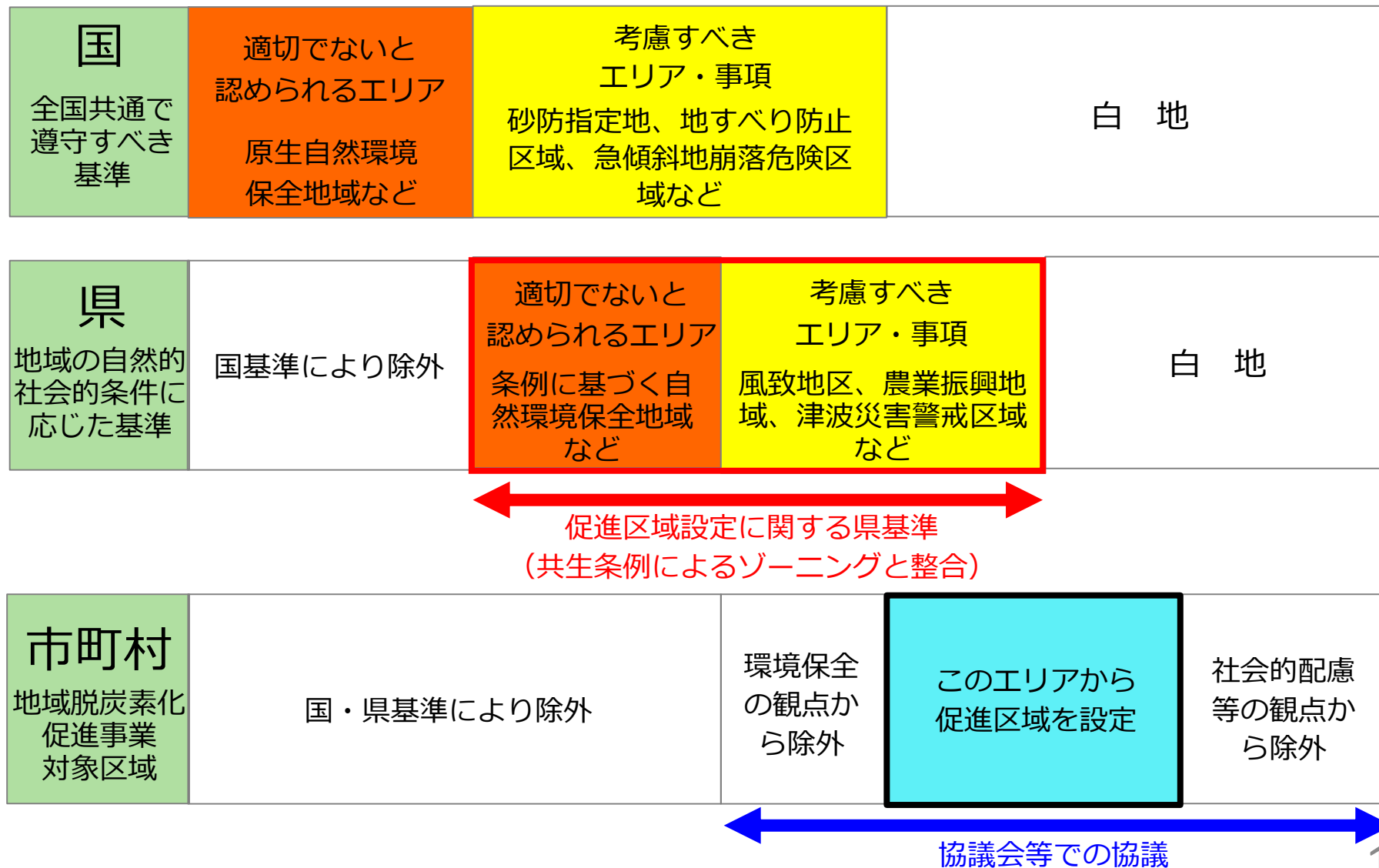
○有識者会議において検討中の共生条例におけるゾーニング案
(第3回開催時)

区分	区域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域、その他これらに準じた区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (現行法令で保全されており、開発行為に一定の規制がされている地域) ※共生区域になることを前提に、市町村の合意のもと計画される事業に限り、合意形成プロセスに進むことが可能
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (現行法令において、保護すべきエリアとして明確に示されている地域) ※事業の実施不可

○地域との共生を図りながら再エネの導入を促進する区域として、温対法による促進区域を明示。条例により新たに制度化する「合意形成プロセス」を不要とする方向で検討中。

5 本県における促進区域設定に関する県基準の策定

○促進区域設定のイメージ



6 改正温対法の概要（令和7年4月1日施行）①

地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充



6 改正温対法の概要（令和7年4月1日施行）②

地域脱炭素化促進事業制度の拡充

<地域脱炭素化促進事業制度の拡充>（要綱第一の三～五）

- 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において地域脱炭素促進事業の促進に関する事項を定めることができるものとする。（第21条第6項関係）
- 二以上の計画策定市町村の区域内において地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、その認定を受ける場合には、計画策定市町村等の権限に属させた事項は、当該計画策定市町村が属する都道府県等が処理するものとする。（第22条の5関係）
- 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う行為については、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可があったものとみなすものとする。（第22条の2及び第22条の10関係）

※地方公共団体実行計画：都道府県及び市町村が策定する、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画

※地域脱炭素化促進事業：再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの

※地域脱炭素化促進事業計画：地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が作成する、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画

■ 都道府県による促進区域の設定及び事業認定

- 地方公共団体実行計画内に、都道府県及び市町村が共同し、再エネ促進区域の設定等の地域脱炭素化促進事業に関することを定めることができる。
- 都道府県及び市町村が共同して設定した促進区域内においては、複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業の認定等について都道府県が処理する。

■ ワンストップ特例の対象の追加

- 市町村等が認定する地域脱炭素化促進事業について、森林法や自然公園法といった関係許可等の行政手続を一本化する、ワンストップ特例の対象に、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可手続を追加。

(参考) 都道府県基準の策定状況

都道府県基準の策定状況（令和6年5月末日時点）①



都道府県基準の策定が完了しているのは28府県。

都道府県名	対象となる再エネ種					
	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
岩手県	○	○				
秋田県	○	○	○			
宮城県	○	○	○	○	○	○
福島県	○	○				
茨城県	○	○			○	
栃木県	○	○	○	○	○	
群馬県	○					
埼玉県	○					
千葉県	○	○				
神奈川県	○					
富山県	○	○	○		○	
長野県	○					
三重県	○					
愛知県	○	○				
滋賀県	○					
京都府	○	○				
大阪府	○					
岡山県	○	○	○		○	
広島県	○		○		○	
山口県	○					
徳島県	○					
愛媛県	○	○	○		○	
高知県	○	○	○		○	
福岡県	○	○			○	
長崎県	○	○				
熊本県	○	○				
宮崎県	○	○			○	
鹿児島県	○	○				
計	28	18	8	2	10	1

青森県環境エネルギー部環境政策課

地球温暖化対策グループ

TEL : 017-734-9243

E-mail : kankyo@pref.aomori.lg.jp

